
SATO社会保険労務士法人 上海事務所より

日系企業中国進出のトレンドと規制緩和について

2012年1月12日

もうすでにご承知のこととは存じますが、SATO社会保険労務士法人では、クライアントの皆様により一層お役に立つべく、昨年、中華人民共和国にいくつもの拠点を有する日系企業向けコンサルティングファームのマイツグループ様との業務提携を行いました。

2011年12月からは、上海市内の経済開発区にあるマイツ事務所へ机をお借りして、いよいよマーケティングを開始いたしております。

さて、今回は、この短い期間の中で、見聞きした日系企業の上海進出のトレンドと、関連する規制の緩和について、ご報告を申し上げます。

すでに製造業の進出は落ち着きを見せ始め、サービス業、中小企業の進出が目立ってきました。

在留邦人が9万人とも言われる上海では、日本人向けに特化したサービス業も大変多く目に留まります。中でも飲食店については、まったく不自由なく、あまた日本食料理屋さんが集積しております。また美容室を始め、ネイルサロン、まつげエクステなど、日本とまったくそん色ないサービス業も競争激化の様相です。

しかし、日本では比較的安易に開業できるといわれる飲食、美容関連のビジネスは、実は、上海では1年がかりということも多々あります。

特に、美容関連の開業は衛生局の許可が厳しく、開業までは1年がかりといったケースもあります。

一方、規制の厳しかった通信関連ビジネスは、ここに来て大きく規制緩和の動きです。

かつて、ネット販売は有形店舗がなければ、ネット上での販売が許可されることはありませんでしたが、店舗を持たずに(オフィスは必要)ネット販売許可が認められるようになりました。

ただし、通信は北京一極集中の当局の管理下で、許可が下りるまで数ヶ月待たされる覚悟が必要です。

なお、昨年秋から日本国内でも大きく報道されておりました外国人の社会保険付保は北京ではすでにテスト的に実施が開始されており、そろそろ各市実施へと波が来始める見込みです。その場合、昨年10月にさかのぼっての保険料徴収となるようです。